

## 職員の懲戒処分及び分限処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分及び分限処分を行いましたので、公表いたします。

- 1 被処分者 市民保健部 市民窓口課 課長補佐 47歳 男性
- 2 処分内容  
懲戒処分：停職3ヶ月（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）  
分限処分：主査への降任（根拠法令：地方公務員法第28条第1項第3号）
- 3 処分日 令和4年12月21日
- 4 事案概要  
令和4年9月中旬、私的な飲み会において、飲食店の女子トイレ内で、部下の女性職員に対し、同意を得ないまま抱き寄せてキスをするなどセクシュアル・ハラスメントを行ったもの。
- 5 今後の再発防止策  
(1) 公務員倫理・服務規律の遵守  
(2) ハラスメント防止に対する意識の向上  
(3) 管理職におけるマネジメント行動の周知徹底
- 6 市長コメント  
ハラスメントを防止し、健全な職場環境の整備に努めるべき管理職がセクシュアル・ハラスメント事案を起こしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様には心から深くお詫び申し上げます。  
今後は、被害を受けた職員に二次被害等がないよう配慮するとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、コンプライアンス徹底の取り組みをさらに強化し、市民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。
- 7 その他  
本件事案の詳細、被処分者および被害を受けた職員に関する情報等については、プライバシーの侵害や二次被害を防ぐため、公表を差し控えさせていただきます。

**【問い合わせ先】**

河内長野市総合政策部人事課 0721-53-1111